

一般社団法人北海道認知症グループホーム協会

ブロック運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下「本会」という）各ブロック運営に関して定めることを目的とする。

(ブロック運営)

第2条 各ブロックは、ブロック運営に関する規程により運営する。

(事業目的)

第3条 各ブロックは、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業をいう。以下「グループホーム」という。）及び認知症介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究を行い、もって介護事業の健全な発展と認知症の本人、家族、そこに携わるすべての人の誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らせる地域福祉の増進に寄与することを目的とし事業を行う。

(事業)

第4条 各ブロックは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認知症に関わる地域福祉の増進に関する調査研究
- (2) 認知症に関わる地域福祉の増進に関する研修等の実施
- (3) 認知症に関わる地域福祉の増進に関する普及啓発活動
- (4) 認知症に関わる地域福祉の増進に関する相談支援

2 本会は、前項の目的事業の推進に資するため、次の事業等を行う。

(1) 前条に定める事業のほか、本会の諸規定に反しない限り、その事業計画により当該ブロック内において自主的に事業を行うことができる。

(会員)

第5条 本会の会員は、各ブロックの北海道認知症グループホーム協会に加入している正会員等をもって組織する。

(役員)

第6条 各ブロックには、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 若干名

2 会長は、ブロック正会員等の総意によって選出されたブロック役員の中から選出する。

(事務局)

第7条 各ブロックには、事務局を置く。

(協力業務)

第8条 各ブロックは、本会の行う次の業務について協力するものとする。

- (1) 本会の文書、刊行物の配布に関する事項。
- (2) 本会会議の決定事項の周知徹底に関する事項。
- (3) 本会の入会金及び会費の納入に関する事項
- (4) 本会の学会に関する事項
- (5) 本会の事業計画に基づきブロックに協力を要請した事項

(報告義務)

第9条 ブロックは、本会定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を、その都度遅滞なく本会に報告しなければならない。

- (1) ブロック総会で承認された予算書及び決算書。
- (2) ブロック総会で承認された事業計画書及び事業報告書。
- (3) ブロックが事務所を設置し、又は変更した場合、その所在地、電話番号等。
- (4) ブロック役員を選任、または解任した場合、その名簿及び選任、解任の理由等。
- (5) ブロック役員が、本会定款第10条の処分に該当するとブロック理事会が認めたものに関する事項。

(ブロック公益活動交付金及びブロック公益事務費の交付)

第10条 本会は、予算の定める範囲で、所定の手続きを経たブロックに対し「ブロック公益活動交付金及びブロック公益事務費の交付」を交付する。

2 ブロック公益活動交付金及びブロック公益事務費の精算報告について必要な事項は、別に定める。なお、会議等の飲食及び人件費の支払は出来ない。

(ブロックの設立、再開、解散、休止の承認)

第11条 ブロックを設立又は再開しようとする時は、次の各号に掲げる文書を本会に提

出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) ブロック承認申請書
- (2) ブロック役員名簿
- (3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) その他本会が提出を求めたもの

2 本会各ブロックを解散又は休止する場合は、次の各号に掲げる文書を本会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

- (1) ブロック解散又は休止承認申請書
- (2) ブロック解散又は休止理由書
- (3) その他本会が提出を求めたもの

(改正)

第12条 この規程の改正は、北海道認知症グループホーム協会の会長が定める。

附則

1. この規程は平成22年4月9日より施行する。

1. この規程は2020年3月17日より施行する。